

産業構造審議会流通部会・
中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議
中間取りまとめ（案）概要

平成 17 年 9 月
経 済 産 業 省

．中心市街地の状況

中心市街地の中には、景気の低迷、大型店の郊外立地にもかかわらず、関係者の必死の努力によりにぎわいを実現しているところが存在。
他方、多くの中心市街地は厳しい状況。これは、顧客・消費者ニーズからの乖離といった取組面の問題と「まち全体の郊外化」といった環境変化が原因。

．今後の中心市街地活性化策の方向

人口減少社会に向け「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」を目指す。
具体的には、様々な都市機能の市街地集約（「まちのコンパクト化」）と、中心市街地のコミュニティとしての魅力向上（「中心市街地のにぎわい回復」）を車の両輪として展開することが必要。

1．まちのコンパクト化

都市機能全般の計画的配置を担っている都市計画体系で対応。

都市計画体系について、以下の方向で制度見直しされることを期待。

郊外に行くほど規制が厳しくなるよう、農地を含めた都市計画区域外の地域、市街化調整区域の規制を強化すべき。

大型店だけを対象とした規制強化ではなく、様々な都市機能を視野に入れた見直しとすべき。また、商業調整は不適切。

広域調整の仕組みを導入すべき。

2．中心市街地のにぎわい回復

バラマキではなく、「選択と集中」による重点的な支援を実施。

商業機能のみならず、様々な都市機能の強化に向けて、総合的なタウン・マネジメント体制の構築を図る。

成功事例の全国拡大に向けて、成功事業におけるノウハウの水平展開を支援。

3．まちのコンパクト化と中心市街地のにぎわい回復の一体的推進

中心市街地活性化法を改正し、まちのコンパクト化と中心市街地におけるにぎわい回復の双方の一体的推進の必要性を明確化。